

沿岸広域振興局長告示第65号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成27年5月26日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大川松草線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町釜津田滝の上国有林535林班い2小班地先からほ4小班地先まで	新	m 60.8~12.5	m 95.9
	旧	15.4~10.2	95.9
下閉伊郡岩泉町釜津田滝の上国有林535林班ほ4小班地先からろ2小班地先まで	新	32.8~13.4	180.7
	旧	25.5~9.8	180.7
下閉伊郡岩泉町釜津田滝の上国有林535林班ハ小班地先からろ2小班地先まで	新	31.3~14.8	94.6
	旧	30.0~14.8	94.6
下閉伊郡岩泉町釜津田滝の上国有林535林班り小班地先内	新	44.9~18.4	52.3
	旧	29.5~17.8	52.3
下閉伊郡岩泉町釜津田下大板屋国有林523林班へ小班地先内	新	38.2~19.4	111.0
	旧	23.0~19.1	111.0
下閉伊郡岩泉町釜津田上大板屋国有林526林班ち小班地先からろ1小班地先まで	新	34.5~10.9	202.7
	旧	12.9~7.3	202.7

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 平成27年5月26日から同年6月26日まで